

○摂南大学動物実験委員会規定

2007年3月27日

学園258

(趣旨)

第1条 この規定は、摂南大学動物実験に関する規定(以下「動物実験に関する規定」という)第5条に定める動物実験委員会(以下「委員会」という)に関する組織、役割等必要な事項を定める。

2 この規定における用語の定義は、動物実験に関する規定第2条によるものとする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、つぎの委員をもって組織する。

イ 管理者

ロ 実験動物管理者

ハ 実験動物に関して優れた識見を有する者から学長が任命した者 2名以上

ニ 動物実験等に関して優れた識見を有する者から学長が任命した者 2名以上

ホ 学識経験を有する者から学長が任命した者 2名以上

ヘ その他必要に応じて学長が任命した者

(委員の任期)

第3条 前条イ号およびロ号の委員の任期は、その在任期間中とする。

2 前条ハ号、ニ号、ホ号およびヘ号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の役割)

第4条 委員会は、つぎの事項について審議または調査し、学長に報告、助言または具申する。

イ 動物実験計画の指針等および動物実験に関する規定との適合性

ロ 動物実験計画の実施状況および履行結果

ハ 施設等および実験動物の飼養・保管状況

ニ 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者に対する教育訓練等の内容および実施状況

ホ その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項

(委員長・副委員長およびその職務)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から学長が任命し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、学長の指揮に従い、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(学長への報告)

第7条 委員長は、審議の経過および結果について議事録の写しを添えて、速やかに学長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、薬学部事務室が取り扱う。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、委員会および部長会議ならびに学長の意見を聞き、理事長がこれを行う。

付 則

この規定は、2007年4月1日から施行する。